

第44回がん検診のあり方に関する検討会	資料 1
令和7年6月23日（月）	

がん検診情報の一体的な把握について

現状・課題

- がん検診には、①住民検診（市町村が健康増進法に基づく健康増進事業として行うがん検診）、②職域検診（保険者や事業主により福利厚生の一環として任意で実施されるがん検診）、③その他のがん検診（人間ドックなど個人が任意で受けるがん検診）がある。
- がん検診受診者のうち、住民検診を受診したのは約2～4割であり、残りは職域検診や人間ドックにおけるがん検診等を受診している。そのため、市町村は、住民のがん検診の受診状況を十分に把握できていない。
- 第4期がん対策推進基本計画では、がん検診について、「国は、受診率向上に向けて、がん検診受診率をより正確かつ精緻に、また、個人単位で把握することができるよう検討する」「国は、実施主体によらずがん検診を一体的に進めることができるよう、職域におけるがん検診について、実施状況の継続的な把握及び適切な実施に向けた課題の整理を行い、必要に応じて、その法的な位置付けも含め、がん検診全体の制度設計について検討する」とされている。
- 健康増進事業については、「より適切な指導のため、日常診療、人間ドック、献血等の健康増進事業以外の機会に実施された検査等の結果についても活用することが望ましい。」とされており、市町村は、住民検診の実施に当たり、職域におけるがん検診やその他のがん検診の結果についても、活用することが望ましい。
- 一部の市町村では、電子申請フォーム等を活用して、効率的・効果的に職域検診の受診状況等を把握している。
- 住民検診について、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を目的として、自治体システム標準化が進められており、がん検診情報の管理や受診勧奨等の効率的な実施が可能となる。
- 医療DXの一環として、PMHの仕組みを活用した自治体検診事務のデジタル化（自治体検診DX）が検討されている。

対応（案）

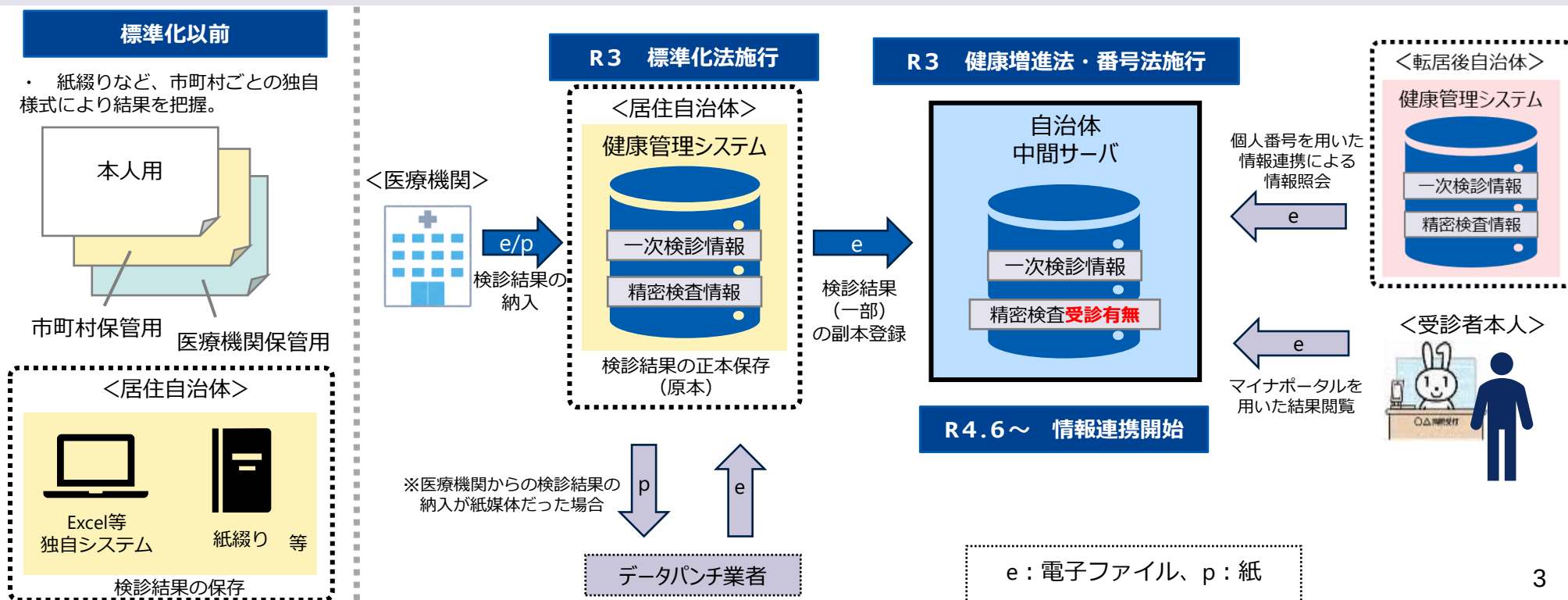
- 受診率向上及び適切な精度管理の実施の観点から、職域検診を含めた住民のがん検診の受診状況等を集約化し、市町村が一体的に管理することを目指してはどうか。
- 具体的な集約方法としては、市町村が受診者に対して受診勧奨を行うに当たり、まず受診者本人からがん検診の受診状況等を市町村に報告することとしてはどうか。
- 報告に当たっては、自治体検診DXを見据えつつ、電子的な方法の活用を検討してはどうか。

自治体が行うがん検診の情報に係るシステム標準化・情報連携等について

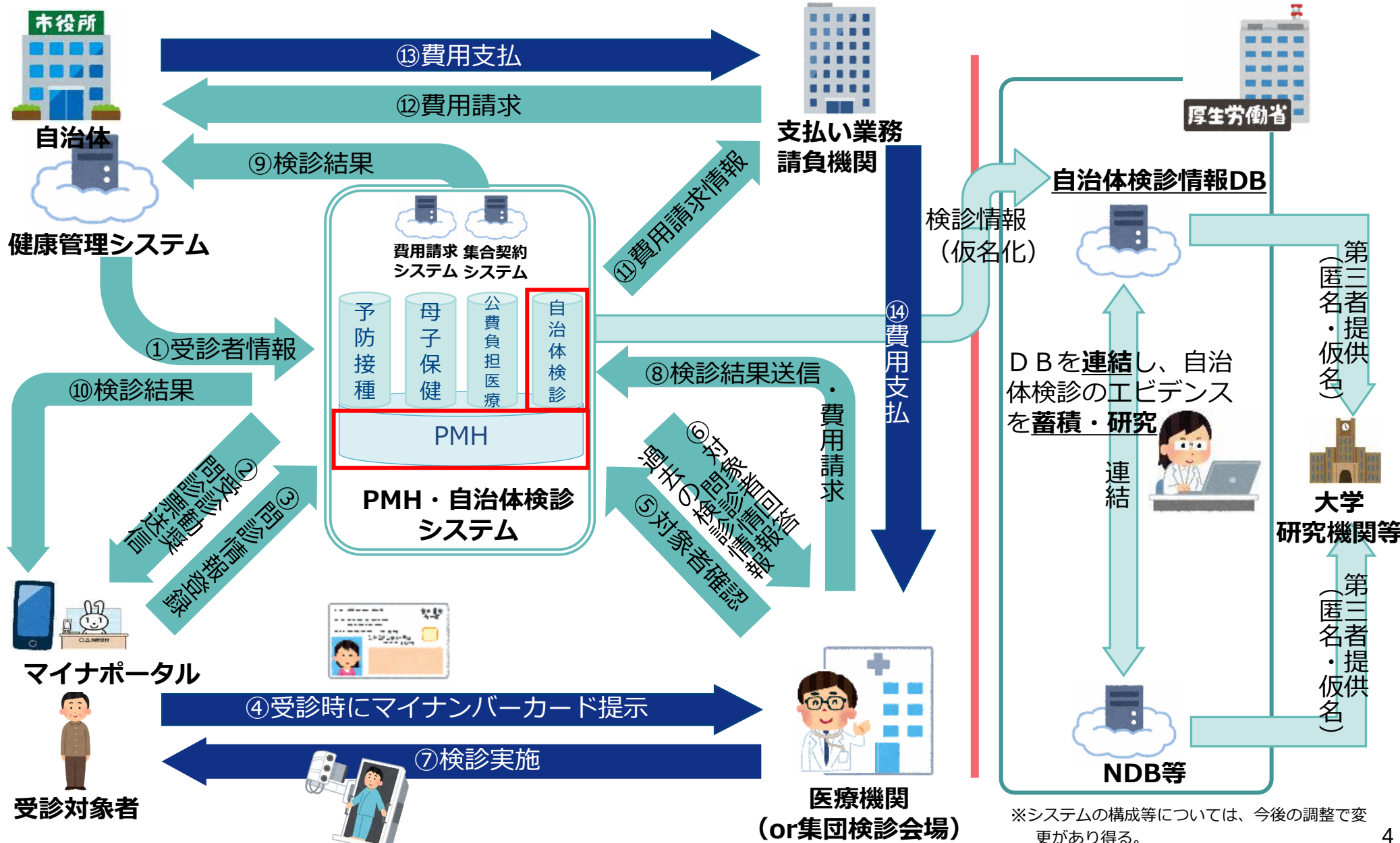
- 住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を目的として、自治体システム標準化（※）が進められており、がん検診情報の管理や受診勧奨等の効率的な実施が可能となる。

（※） 地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月閣議決定）において、令和5年3月末時点で公表された標準仕様書（健康管理システム標準仕様書1.1版）に適合した**標準準拠システムに令和7年度末までに移行することを目指す**とされている。なお、HPV検査単独法に伴うシステム改修については健康管理システム標準仕様書2.0版に記載があり、適合基準日は令和8年4月1日）。

- また、より適切な検診の受診勧奨等に資するよう、健康増進法において住民の転居に際し自治体間で検診結果等の情報連携を可能とすることが規定されており、令和4年6月から、中間サーバへの副本登録により個人番号を用いた情報連携や検診結果の閲覧が可能となっている。



自治体検診のデジタル化【将来像（イメージ）】



前回いただいたご意見

<がん検診情報の把握について>

- どのような手法で把握率をあげていくのか今後検討が必要。
- 今後、住民による自己申告ではなく、自治体が正確に把握する仕組みの検討が必要。
- 精密検査の受診状況をどう把握していくのか検討が必要。
- 住民検診と職域検診を同列で受診率として並べることは適切ではない。

<受診勧奨について>

- 受診勧奨について、市町村だけで全てを担うことは難しい部分もあるため、手法を検討いただきたい。

<医療機関との連携について>

- 必要な精密検査や生活指導につながるよう、受診者本人だけでなく、かかりつけ医にもしっかりと情報が伝わる仕組みの検討が重要。

<医療DXについて>

- 医療DXを含めた今後のスケジュールを示してほしい。
- デジタル化についていけない方もしっかりとサポートしながら、誰もがデジタル化のメリットを享受できるような慎重で丁寧な進め方が必要。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」改正案

以下のとおり指針を改正することとしてはどうか。

第1・第2 (略)

第3 がん検診

1 総則

(1) (略)

(2) 実施体制

がん検診の実施体制は、次のとおりとする。

① (略)

② 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域内に居住地を有する者の職域等がん検診(市町村が健康増進事業として実施するがん検診以外のがん検診であって、2から7までに規定する検診項目(3に規定するHPV検査単独法を除く。)によるものをいう。以下同じ。)の受診状況(以下「職域等がん検診情報」という。)を把握し、職域等がん検診情報も踏まえた適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努めること。なお、把握する職域等がん検診情報の具体的な項目は様式例1から5までを参照することとし、把握に当たっては電子的な方法を用いる等、市町村の実態に応じて、効率的な実施に努めること。

③～⑦ (略)

(3) (略)

(4) 実施回数等

①・② (略)

③ (中略) 各検診の受診率は、職域等がん検診の受診者を含む受診者数又は含まない受診者数のそれぞれについて、以下の算定式により算定する。

<1年に1回の場合>

受診率=(当該年度の受診者数)／(当該年度の対象者数)×100

<2年に1回の場合>

受診率=((前年度の受診者数)+(当該年度の受診者数)－(前年度及び当該年度における2年連続受診者数))／(当該年度の対象者数×2)×100

*対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

<5年に1回の場合(HPV検査単独法による子宮頸がん検診)>

受診率=(当該年度及び過去4か年度の間にHPV検査単独法による子宮頸がん検診を1度以上受診した者の数×5)／(当該年度の対象者数×5)×100

*追跡検査のみの受診者は除く。

**対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

④ (略)

(5)・(6) (略)

2～8 (略)

受診勧奨イメージ（例：胃がん検診（２年に１回の受診を推奨））

受診対象者全員に対して適切な受診間隔でがん検診を受ける必要がある旨を通知し、実施主体によらずがん検診を受けていない者に対して具体的に受診を案内することとする。

受診勧奨における設問例

設問①	選択肢
今年度又は昨年度に胃部エックス線検査（バリウムによるレントゲン撮影）又は胃内視鏡検査（胃カメラ）を受けましたか（複数回答可）。	1. 胃部エックス線検査を受けた 2. 胃内視鏡検査を受けた 3. どちらも受けていない 4. わからない

【３・４】を選択した者

受診を案内/問診票の記入

【１・２】を選択した者

設問②	選択肢
がん検診（※）として受診したものが含まれますか。 （※）市区町村が実施した検診、勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診、その他の検診（人間ドック等）を指します。	1. はい 2. いいえ 3. わからない

【２・３】を選択した者

（必要に応じて）
受診を案内/問診票の記入

【１】を選択した者

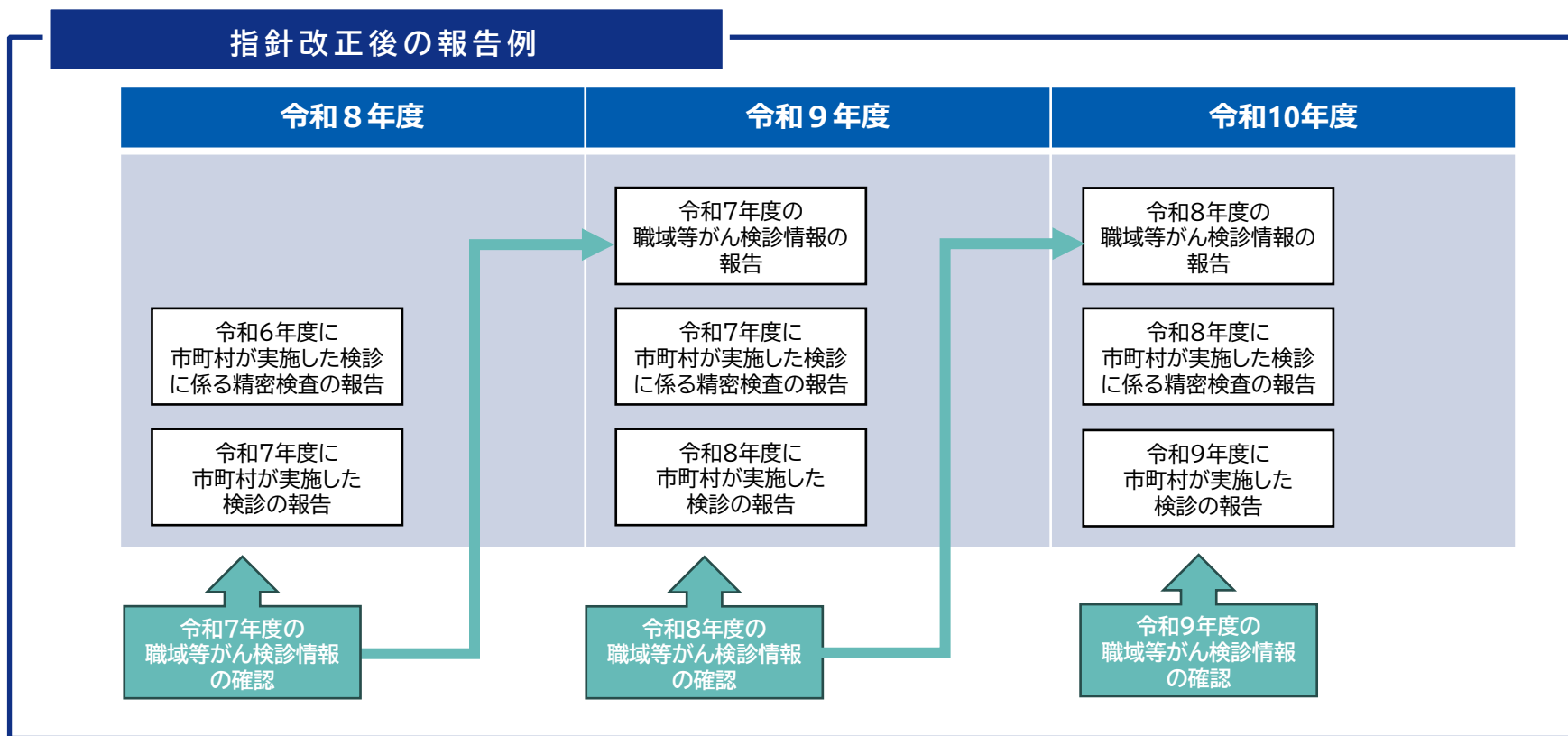
設問③	選択肢
②のがん検診は、いつ受けましたか（複数回受けた方は、最後に受けたがん検診について回答してください）。	1. 今年度 2. 昨年度

受診を案内しないが
要精検であれば精密検査が必要である旨を通知

健康増進事業報告（案）

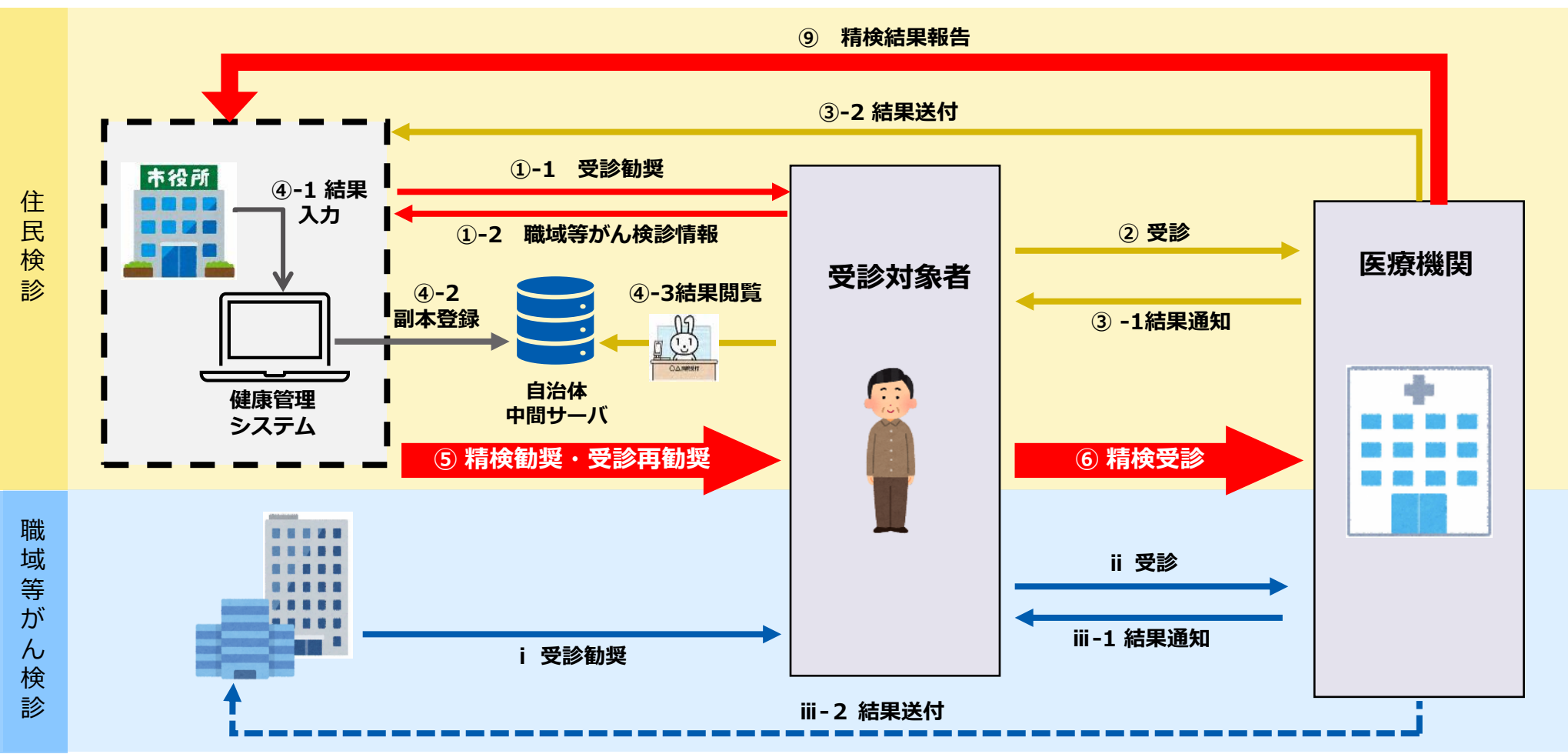
令和9年度以降の健康増進事業報告（※）について、職域等がん検診情報についても報告を求めることとしてはどうか。

（※）市区町村が行う健康増進事業について、都道府県・指定都市・中核市が厚生労働省に対して報告を行う。毎年6月末までに報告することとしている。



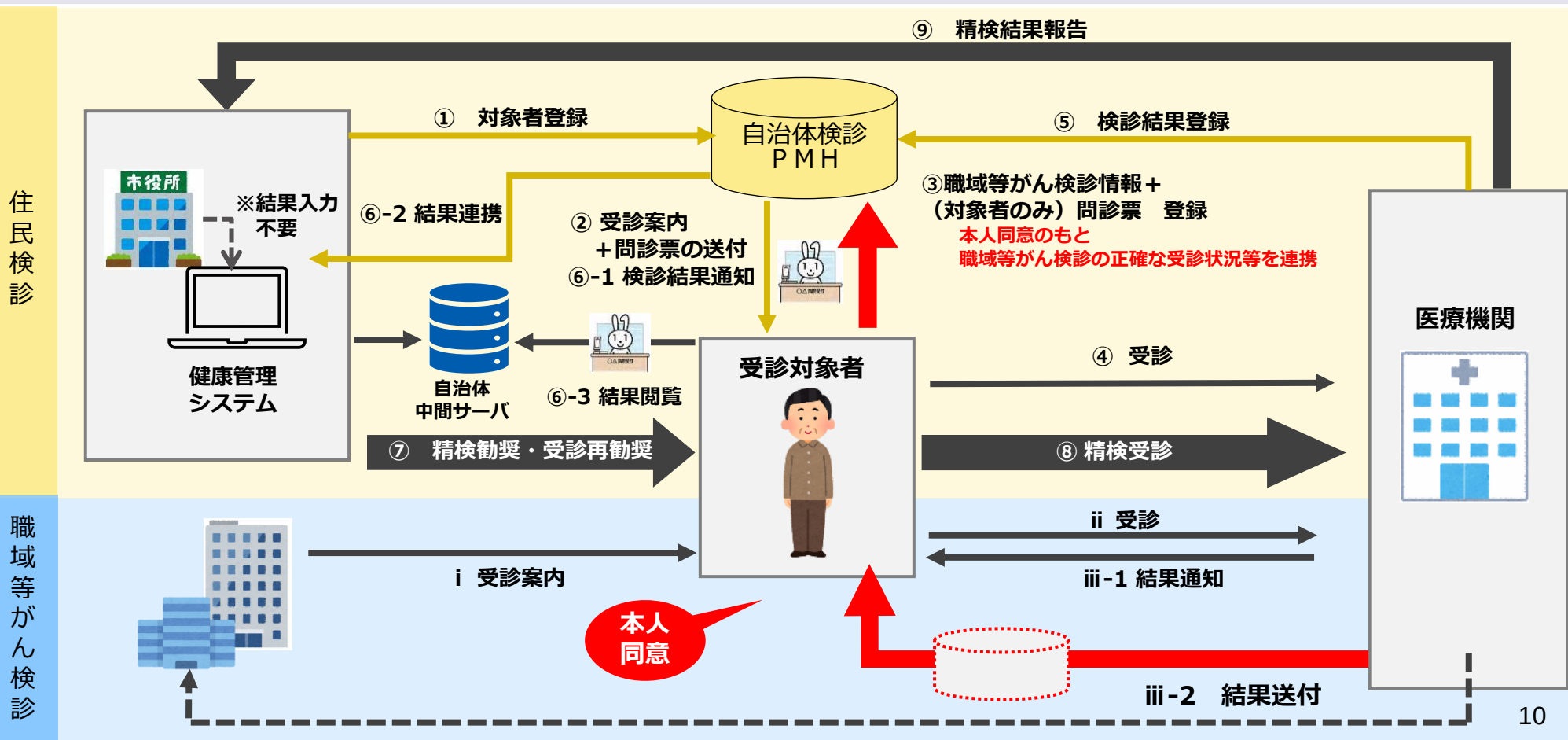
指針改正後のフロー

- 職域等がん検診情報を事前に確認することで、
 - ① 職域等がん検診を含めた正確な受診率等の把握により、より適切な受診率向上の取組や精度管理が可能になる。
 - ② 適切なタイミング・対象者に対する受診勧奨により不要な受診を防ぎ、効率的に受診勧奨を行うことができる。
 - ③ 職域等がん検診での要精検未受診者に対する受診勧奨により、早期発見・早期治療につながる。



がん検診情報の一体的な把握の目指す姿（イメージ）

- 職域等がん検診情報について、本人同意のもと正確な受診状況等を市町村が把握する仕組みの構築を検討してはどうか。
- 仕組みの構築に当たって現時点で想定される課題は以下のとおり。
 - ・ 医療機関が報告する検診結果について、住民検診における様式と職域等がん検診における様式に差異があり、統一的なデータ処理ができないこと
 - ・ 職域等がん検診で実施された検診結果を電子的に本人に送付するための仕組みが必要であること



導入スケジュール（案）

本制度改正については、自治体検診DXの状況も考慮しながら、以下のスケジュールで導入してはどうか。

年度	R7	R8	・・・	R11以降
一体的把握	指針改正に向けた検討 指針改正 事業報告様式改正			本格実施
市町村において住民の職域等がん検診情報を把握し、勧奨/再勧奨に活用する			本人同意のもと正確な受診状況等を市町村が把握する仕組みの検討	
自治体システム標準化（※）		健康管理システム標準仕様書4.1版改版	市町村における健康管理システム改修	・・・ 適合基準日
市町村の基幹システムを標準化することにより事務負担の軽減を図る				
自治体検診DX				
PMHを活用し住民の受診負担や市町村・医療機関における事務負担の軽減を図る	PMHモデル事業	PMHモデル事業		令和11年度以降の本格実施について検討を進める。

（※）健康管理システム標準仕様書1.1版に適合した標準準拠システムに令和7年度末までに移行することを目指すとしている。
一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設ける。